解散公告

当社は、平成二十六年八月十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年八月二十七日

岐阜県大垣市内原二丁目一七七番地

株式会社ツチヤ

代表清算人　槌谷　英輔

解散公告

当社は、平成二十六年八月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年八月二十七日

愛知県岡崎市藪田一丁目四番地一六

株式会社トモエサッシセンター

代表清算人　須賀　英雄

解散公告

当社は、平成二十六年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年八月二十七日

大阪府摂津市新在家二丁目二六番一号

株式会社エイコーン

代表清算人　北川　朋高

解散公告

当社は、平成二十六年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年八月二十七日

大阪府吹田市豊津町一八―三七江坂ビジネスゾーン六〇一号室

三傑実業株式会社

代表清算人　坂根　勝史

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年八月二十七日

大阪府守口市金田町一丁目二四番一号

アテタ合同会社

代表清算人　郭　新亮

解散公告

当社は、平成二十六年七月二十七日開催の株主総会の決議により解散致しましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年八月二十七日

兵庫県伊丹市奥畑五丁目三一番

株式会社レクシア・ファーマ

代表清算人　木下　光貴

解散公告

当社は、平成二十六年七月三十一日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年八月二十七日

岡山県津山市沼五〇番地の一〇

有限会社でんえん

清算人　宮崎　勝史

解散公告

当社は、平成二十六年七月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年八月二十七日

広島市中区大手町三丁目一三番一八号

株式会社ビジネスサポート

代表清算人　谷本　繁利

解散公告

当組合は、平成二十六年六月三十日開催の臨時総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年八月二十七日

佐賀県武雄市北方町大字大崎四四二九番地一

牟田漁業協同組合

代表清算人　後川　仁一

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十六年七月十日開催の総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年八月二十七日

福井県大野市深井第一号八番地

農事組合法人ＷＣＳ３らいず

清算人　山瀬　孝一

解散公告（第一回）

当公社は、平成二十六年六月三十日福岡県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年八月二十七日

福岡県鞍手郡鞍手町大字中山三七〇五番地

鞍手町土地開発公社

代表清算人　白石　秀美

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十六年八月八日付東京都告示第千百十一号により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年八月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年八月二十七日

東京都港区六本木一丁目七番二八号

六本木一丁目南地区市街地再開発組合

代表清算人　山田たか子

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年十一月三十日解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年八月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年八月二十七日

東京都港区虎ノ門三丁目一八番一七号

財団法人日本民生文化協会

代表清算人　岸田　晟

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十六年七月三十一日社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年八月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年八月二十七日

高知市北竹島町一〇三番地一〇

医療法人桂仁会

清算人　楠瀬　桂

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十六年五月九日大分地方裁判所の命令により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年八月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年八月二十七日

大分県別府市大字浜脇三八三七番地の三

宗教法人神道修成派神光教会

清算人　新田　邦夫

第十六期決算公告

平成二十六年六月三十日現在

貸借対照表の要旨

単位・円

資産の部

流動資産	四〇、〇六三、五一一
固定資産	三〇四、〇二五、四〇〇
合計	三四四、〇八八、九一一

負債及び純資産の部

流動負債	四二、九二二、一三六
固定負債	二五四、八〇〇、〇〇〇
株主資本	四六、三六六、七七五
資本金	一〇、〇〇〇、〇〇〇
利益剰余金	三六、三六六、七七五
利益準備金	二、五〇〇、〇〇〇
その他利益剰余金	三三、八六六、七七五
（うち当期純利益）	（四、五〇六、六七三）
合計	三四四、〇八八、九一一

平成二十六年八月二十七日

大阪市中央区南船場一丁目一三番一〇号

井澤興産株式会社

代表取締役　井澤　秀行